

別添

## 大阪府看護師等養成所の指定等申請における養成所の設置等計画に係る審査について

### 1 養成所の設置等計画に係る審査の目的

看護師等養成所の設置等にあたっては、看護職員需給見通しの観点から設置等の必要性が充分認められるとともに、短大、大学に比し遜色のない教育環境が得られ、恒久的な運営の見通しを持つよう、必要に応じ指導してきたところである。しかし近年独創性を尊重した教育と充実した教育環境の整備を図ることがより重視されてきていること、設置主体や教育環境整備への取組みが多様化する傾向にあることから、十分な準備期間を確保し、時宜を得た指導及び助言を行う必要が生じている。

これらに対応するため、設置等計画書提出の段階で、需給上の必要性と併せて計画の成熟度等その設置等計画を審査することとし、その結果に応じて効果的な指導を実施し、より充実した内容の養成所の設置等を目指すものである。

### <養成所の設置等計画に係る審査の実施方法>

#### 1 審査方法

書類、及び実地による調査結果に基づく審査とする。

#### 2 審査項目

##### (1) 養成所の設置の必要性

- ・地域の看護師等養成状況、看護職員需給見通し、医療計画及び介護保険事業支援計画等
- ・関係団体の同意了解状況や地域住民の要請等からの必要性

##### (2) 設置等の趣旨等

- ・看護師等養成・教育に関する理念、目的等
- ・設置者の事業内容及び組織
- ・新たに養成所を併設する、課程の増設又は学級数の増加を伴う定員増の場合、既設養成所又は課程の運営状況

##### (3) 設置等計画の成熟度

- ・設置準備のための体制や組織づくり
- ・教員や実習施設の確保状況、計画性

##### (4) 土地と建物の保有・校舎建築等の構想

##### (5) 養成所設置及び運営の見通し

- ・長期的な学生確保の見通し

##### (6) 資金計画

- ・養成所設置等及び運営に関する財政基盤の安定性
- ・学生納付金の適否
- ・教材、教具、図書等の購入予算の適否

##### (7) 看護職員需給見通しの策定や医療計画及び介護保険事業支援計画等との関連

#### 3 審査結果の通知

養成所の設置等計画に係る審査の結果は、大阪府知事から審査終了後速やかに申請者に通知するものとする。